

飛翔

人事委員会年報

令和6年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

I 組織の概要

1 人事委員会の設置	1
2 人事委員会の事務	1
3 人事委員会委員	1
4 事務局の組織	2
5 事務局の分掌事務	2
6 事務局の職員	3
7 令和6年度予算	3

II 人事委員会

1 人事委員会の開催状況	4
2 条例案に対する意見	9
3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正	9

業 務 の 執 行

I 公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分	1 0
2 勤務条件に関する措置要求	1 0
(1) 措置要求の処理状況	1 0
(2) 令和6年度の処理結果	1 0
3 不利益処分についての審査請求	1 0
(1) 審査請求の処理状況	1 0
(2) 令和6年度の処理結果	1 1
4 苦情相談の状況	1 1
(1) 苦情相談の内容別件数	1 1
(2) 苦情相談の処理区分	1 1
5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	1 1
6 退職手当の支給制限等の処分についての意見	1 1
7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	1 2

II 職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	1 3
2 管理職員等の範囲一覧表	1 4
3 職員団体の登録	1 6
4 法人格付与法に基づく申請及び変更届	1 6

III 任用事務

1 採用試験	1 7
(1) 令和6年度採用試験の概要	1 7

(2) 令和6年度採用試験の実施状況	2 2
(3) 採用試験の過去の実施状況	2 3
(4) 受験者数の推移	2 5
2 採用選考	2 6
(1) 採用選考の状況	2 7
(2) 障害者を対象とする採用選考の状況	2 7
3 昇任選考	2 8
4 転任協議	2 8
5 公益的法人等への職員派遣	2 8
(1) 在職派遣の状況	2 8
(2) 退職派遣の状況	2 8
6 任期付職員採用	2 8
7 任用関係規則の改正状況	2 8
IV 給与事務	
1 職員の給与等に関する報告（給与について）	2 9
(1) 職員の給与等	2 9
(2) 職員の給与と民間給与との比較	2 9
(3) 国家公務員との給与水準の比較	3 0
(4) 職員の給与の改定方針	3 0
(5) 給与制度のアップデートについて	3 1
(6) 給与勧告実施の要請	3 4
2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）	3 6
(1) 人材の確保・育成	3 6
(2) 勤務環境の整備	3 9
(3) 服務規律の確保	4 1
3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正	4 2
(1) 規則の制定又は改正	4 2
(2) 運用通知の制定又は改正	4 5
4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	4 8
V 職員の勤務条件関係事務	
1 労働基準監督機関としての職権行使	4 9
(1) 事業場の区分	4 9
(2) 労働基準監督機関の職権行使	5 0
(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	5 1
(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	5 1
2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	5 1
(1) 規則の制定又は改正等	5 2
(2) 告示の制定又は改正等	5 2
(3) 運用通知の制定又は改正等	5 2
3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況	5 2

(1) 規則の制定又は改正	5 2
(2) 運用通知の制定又は改正	5 2
(3) 再就職者による依頼等の届出	5 2
VI 公平委員会の受託事務関係	
1 受託団体	5 3
2 勤務条件に関する措置要求	5 3
3 不利益処分についての審査請求	5 3
4 苦情相談の状況	5 3
(1) 苦情相談の内容別件数	5 3
(2) 苦情相談の処理区分	5 3
5 職員団体事務	5 4
(1) 管理職員等の範囲	5 4
(2) 職員団体の登録	5 4

全般事項

I 組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

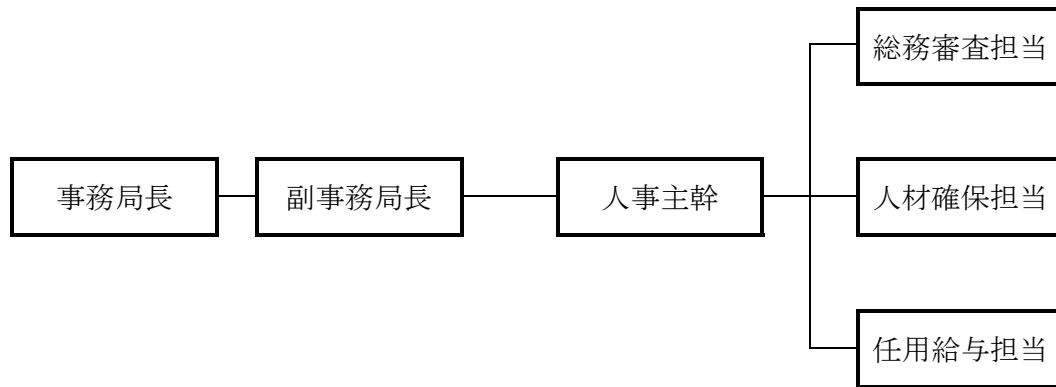
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(令和7年3月31日現在)

職 名	氏 名	任 期	職 業	備 考
委 員 長 (非常勤)	内 田 信 子	R4.3.30 ~ R8.3.29	学校法人 理 事 長	H30.3.30 委員就任 R4.3.30 委員再任 R6.9.1 委員長就任
委 員 (非常勤)	坂 本 洋 介	R5.8.3 ~ R9.8.2	会社役員	R5.8.3 委員就任
委 員 (非常勤)	江 崎 匡 慶	R5.8.4 ~ R9.8.3	弁護士	R5.8.4 委員就任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関すること。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。 3 公印の管守並びに文書の収受、発送及び保管に関すること。 4 財務事務に関すること。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分 of 審査請求に関すること。 6 職員の苦情の処理に関すること。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関すること。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関すること。 9 職員の退職管理に関すること。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関すること。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関すること。 13 委託された公平委員会の事務処理に関すること。 14 他担当の所掌に属しない事務に関すること。
人材確保担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関すること。 2 職員の採用試験及び選考に関すること。
任用給与担当	1 職員の任用に関すること。 2 職員の臨時的任用に関すること。 3 職員の定年等に関すること。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関すること。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関すること。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関すること。 7 職員の給与その他給与に関すること。 8 職員に対する給与の支払監理に関すること。

6 事務局の職員

(令和6年4月15日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		小 林 久 美	R 6 . 4 . 15
副 事 務 局 長		本 多 勝 彦	R 5 . 4 . 1
人 事 主 幹		寺 崎 裕 子	R 6 . 4 . 1
人 事 主 幹		土 肥 憲 治	R 5 . 10 . 13
総務審査担当	係 長	宮 崎 華 容	R 4 . 4 . 1
	主 事	横 尾 真 大	R 6 . 4 . 1
	主 事	大 島 千 佳	R 6 . 4 . 1
	主 事	横 山 里 帆	R 5 . 10 . 13
	会計年度任用職員	馬 場 加代子	R 4 . 8 . 1
人材確保担当	人材確保担当係長事務取扱	土 肥 憲 治	R 5 . 10 . 13
	主任主査	深 町 朱 音	R 5 . 10 . 13
	主 査	田 中 成 尚	R 3 . 4 . 1
	主 査	外 園 理 恵	R 6 . 4 . 1
	主 事	井 手 勝 貴	R 6 . 4 . 1
任用給与担当	係 長	山 川 哲 司	R 6 . 4 . 1
	主 査	本 多 俊太郎	R 4 . 10 . 14
	主 事	江 口 あゆみ	R 5 . 4 . 1

7 令和6年度予算

(単位：千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	252		252	雑 入 (財源充当) 637
	〃 (警務課財源充当分)			(493)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	385		385	
	合 計	637		637	(警務課財源充当分除く)
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 8,775 給 料 55,882 職員手当等 34,665 共 済 費 18,471 旅 費 0
	職員給与費	119,153	△12,707	106,446	
	会計年度任用職員給与費 (パート)	3,318	373	3,691	
	任用関係事務費	1,128		1,128	
	人 件 費 小 計	130,127	△12,334	117,793	
	委員活動費	810		810	報 償 費 803 旅 費 4,861 交 際 費 10 需 用 費 4,303 役 務 費 829 委 託 料 11,733 使 賃 料 4,796 負 担 金 4,275
	事務局一般運営費	2,020		2,020	
	任用関係事務費	25,612	912	26,524	
	給与調査研究費	1,059		1,059	
	公平審査費	698		698	
	労働基準監督等事務費	114		114	
	市町村等公平委員会受託事務処理費	385		385	
	事 業 費 小 計	30,698	912	31,610	
	合 計	160,825	△11,422	149,403	

Ⅱ 人事委員会

1 人事委員会の開催状況

令和6年度における人事委員会の会議は定例会20回、臨時会3回、計23回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議 案 等
R6.4.5 (定例会)	(報告事項) 1 職員の懲戒処分について
R6.4.15 (定例会)	(議事事項) 1 職の任用等級の変更に伴う関係規則等の一部改正について (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (3) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (4) 級別職務区分表の一部改正について 2 令和6年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について 3 職員からの措置要求について (報告事項) 1 令和5年地方公務員給与実態調査結果等の概要について 2 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について 3 令和5年度苦情相談の状況について 4 令和5年度有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について 5 佐賀県職員採用試験における任命権者(教育委員会、警察本部長)の選択結果について 6 令和6年度佐賀県職員採用試験(特別枠・スポーツ特別枠)にかかる採用予定者数の変更について
R6.5.24 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 令和6年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔民間企業等職務経験者〕実施要綱について 3 期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について (報告事項) 1 令和6年度労働基準法等事業所実態調査の実施について 2 措置要求の受理の却下について 3 佐賀県職員採用試験における任命権者(知事)の選択結果について 4 令和6年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について 5 職員団体からの2024年民間給与実態調査等に関する申し入れについて 6 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について
R6.6.10 (定例会)	(議事事項) 1 令和6年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要綱について 2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について Ⅰ 乙第37号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(案) Ⅱ 乙第38号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案) (報告事項)

	1 令和6年3月前期定例会承認の人事委員会規則の一部改正の訂正について
R6.6.13 (臨時会)	(議事事項) 1 令和6年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔特別枠・スポーツ特別枠〕の採用候補者名簿の確定について
R6.6.24 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について (2) 災害応急作業等手当の運用について(通知)の一部改正について (報告事項) 1 令和6年度佐賀県職員採用試験の採用予定者数の変更について
R6.7.5 (定例会)	(議事事項) 1 獣医師の給与処遇の改善に係る関係規則の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について (3) 給料の調整額に関する規則の一部改正について 2 措置要求の受理の可否について
R6.7.26 (定例会)	(議事事項) 1 組織改正に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (2) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (3) 級別職務区分表の一部改正について (報告事項) 1 佐賀県職員の定年等に関する規則第9条の規定に基づく報告について 2 措置要求の受理の却下について
R6.8.1 (臨時会)	(議事事項) 1 令和6年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の最終合格者の決定について
R6.8.19 (定例会)	(議事事項) 1 委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について (報告事項) 1 令和6年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1次選考)実施要綱(第2回)について 2 人事院の給与勧告等について 3 職員の給与等に関する報告資料の概要について 4 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について 5 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の議題に対する回答について
R6.9.10 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の方針について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料(民間給与関係、生計費関係)について 2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について 3 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 4 令和6年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の申込状況について 5 令和6年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況に

	について 6 令和6年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）に係る採用予定者数の変更について 7 職員の懲戒処分について
R6.9.25 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について 2 職員の懲戒処分について
R6.10.9 (定例会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 各都道府県人事委員会の報告・勧告の実施状況について
R6.10.17 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
R6.11.12 (定例会)	(議事事項) 1 一職一級制導入に伴う経過措置の適用職員が給与月額7割改定及び降格された場合の経過措置給料の取扱いについて 2 令和6年度佐賀県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度）における採用候補者名簿の作成について (報告事項) 1 職員団体との勧告会見について 2 各都道府県人事委員会の報告・勧告の実施状況について 3 解雇予告除外認定について 4 職員の懲戒処分について 5 令和6年度佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者）の採用予定者数の変更について
R6.11.25 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について I 乙第59号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案） II 乙第60号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案） III 乙第63号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案） 2 令和6年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕における採用候補者名簿の作成について 3 令和7年度採用試験制度の見直しについて
R6.12.16 (定例会)	(議事事項) 1 令和6年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正等について (1) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (3) 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について (4) 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の制定について 2 職員団体の登録について

	(報告事項) 1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて 2 職員の分限処分について 3 解雇予告除外認定について 4 職員の懲戒処分について
R 6 . 12. 26 (定例会)	(議事事項) 1 職の任用等級の変更に伴う関係規則の一部改正について (報告事項) 1 職員の懲戒処分について
R 7 . 1 . 28 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について 2 採用選考取扱要領の一部改正について 3 令和 7 年度佐賀県職員採用試験の実施計画について
R 7 . 2 . 10 (定例会)	(議事事項) 1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について - I 乙第 3 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) - II 乙第 4 号議案 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (案) - III 乙第 5 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (案) - IV 乙第 11 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) 2 令和 7 年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について 3 令和 7 年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) [民間型選考枠・スポーツ特別枠] の実施要綱について 4 職員団体の登録について 5 職員団体の登録について (報告事項) 1 令和 6 年地方公務員給与実態調査結果等の概要について 2 会計年度任用職員採用事務要領の改正について 3 労働基準法等事業所実態調査の結果について
R 7 . 2 . 25 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員の定年等に関する規則の一部改正について 2 地域手当に関する規則の一部改正について 3 初任給調整手当に関する規則第 6 条第 3 項の承認についての一部改正について 4 獣医師の初任給基準改正に伴う在職者の号給の決定について (通知) の制定について 5 選考により係長級の職に採用された獣医師の職務の級及び号給の決定の承認について 6 職員団体の登録について (報告事項) 1 職員の懲戒処分について 2 職員団体からの要請について 3 令和 7 年度佐賀県職員採用試験 (民間型選考枠) の採用予定者数の変更について
R 7 . 3 . 13 (定例会)	(議事事項) 1 令和 6 年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正等について (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について (通知) の一部改正について (3) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について

	(4) 一般職の任期付職員の給与の特例について（通知）の一部改正について (5) 扶養手当に関する規則の一部改正について (6) 扶養手当の運用について（通知）の一部改正について (7) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (8) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（通知）の一部改正について (9) 令和 7 年改正条例附則第 2 条及び第 3 条の規定に基づく号給の切替及び号給の調整について（通知）の制定について (10) 佐賀県職員給与条例附則第 11 項、第 13 項、第 15 項、第 16 項及び第 18 項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第 19 項、第 21 項、第 22 項及び第 23 項の規定による給料に関する規則の運用について（通知）の一部改正について (11) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について (12) 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表（8 級以上）の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について 4 組織改正等に伴う関係規則等の一部改正について (1) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (4) 級別職務区分表の一部改正について 5 特定任期付職員の任期更新承認について 6 一般任期付職員の任期更新承認について 7 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について（報告事項） 1 令和 7 年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考（第 1 回）（第 1 次選考）実施要綱について
R 7 . 3 . 25 (定例会)	(議事事項) 1 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について 2 令和 6 年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正等について (1) 地域手当に関する規則の一部改正について (2) 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について (3) 管理職員特別勤務手当の運用等について（通知）の一部改正について (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について (5) 住居手当に関する規則の一部改正について (6) 住居手当の運用について（通知）の一部改正について (7) 単身赴任手当に関する規則の一部改正について (8) 単身赴任手当の運用について（通知）の一部改正について (9) 通勤手当に関する規則の一部改正について (10) 通勤手当の運用について（通知）の一部改正について (11) 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の運用について（通知）の制定について (12) 特勤勤務手当等支給規則の一部改正について (13) 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき手当支給規則の一部改正について (14) 復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について

	(15)「令和7年改正条例附則第2条及び第3条の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整について（通知）」第4の規定に基づく承認について 3 昭和50年及び52年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 4 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について（報告事項） 1 令和7年度佐賀県職員採用試験〔民間型選考枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について 2 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について
--	---

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年 月 日	議案 番号	条 例 名	意 見
R6.6.13	乙 37	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 38	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	
R6.11.28	乙 59	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 60	佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 63	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	
R7.2.14	乙 3	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 4	佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 5	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
	乙 11	佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例	

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の制定及び改正等を行った。

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 等 名	概 要
1	R7.3.18	R7.3.18	佐賀県人事委員会 事務局処務規定	○人事委員会事務局長が専決出来る事務のうち、勤務条件に関する措置要求書の補正に係る事項について、規則の条項を明示する改正を行った。

業務の執行

I 公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和6年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分 限 処 分				懲 戒 処 分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知 事			3	3	2			2	4
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					3				3
警察本部長					1				1
計			3	3	6			2	8

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

（1）措置要求の処理状況

区 分	令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数	令和6年度中 措置要求件数	令和6年度中 処理件数	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数
措置要求	0	1	1	0

（2）令和6年度の処理結果

令和6年度中に、措置要求がなされた事案は1件であり、受理前に却下しているため、審査は行っていない。

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

（1）審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区 分		令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数	令和6年度中 審査請求件数	令和6年度中 処理件数	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数
分限処分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	免 職				
懲戒処分	戒 告	1,654		140	1,514
	減 給				
	停 職				
	免 職				
その他（転任など）					
合 計		1,654		140	1,514

(2) 令和6年度の処理結果

令和6年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和6年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和5年度末 (R6.3.31) 継続件数	令和6年度中 苦情相談件数	令和6年度中 処理件数	令和6年度末 (R7.3.31) 継続件数
任用関係		1	1	
給与関係		3	3	
勤務条件・服務関係		4	4	
厚生・福祉関係				
公平審査関係		1	1	
各種ハラスメント関係		4	4	
その他		3	3	
計		16	16	

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和6年度中 処理件数
制度等の説明	5
事情聴取	1
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	
相談内容を当局に伝達	7
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	3
計	16

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和6年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和6年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正は、令和6年度はなかった。

Ⅱ 職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則 番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適用年月日	規 則 名	概 要
30	R6.7.31	R6.8.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和6年8月1日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
6	R7.3.28	R7.4.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○令和7年4月1日付け組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和7年4月1日現在)

機 関		職 員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	部長 局長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 企業立地統括官 会計管理者 副部長 副局長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 S S P 総括監 スポーツ総括監 脱炭素社会推進統括官 産業DX・スタートアップ総括監 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 室長 センター長 政策企画監 さがデザインディレクター 推進監 リーダー 企業立地推進監 家畜防疫対策企画監 参事 技術監 副課長 副室長 副センター長 秘書担当の企画主幹及び係長(秘書課) 法制担当の企画主幹及び係長(法務私学課) 人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長(人事課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育危機管理・広報総括監 課長 推進監 室長 教育企画監 参事 技術監 副課長 副室長 人事主幹 人事又は給与担当の企画主幹、主幹及び係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の企画主幹、主幹及び係長(教職員課) 人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主任主査、主査及び主事
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	首都圏事務所	所長 副所長
	消防学校	校長 副校長
	防災航空センター	所長 副所長
	自治修習所	所長 副所長 総務課長
	公文書館	館長 副館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	名護屋城博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	図書館	館長 副館長
	環境センター	所長 副所長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長

機 関		職 員
	総合福祉センター	所長 副所長
	児童相談所	所長 副所長
	地域生活リハビリセンター	所長 副所長
	衛生薬業センター	所長 副所長 ウイルス課長
	療育支援センター	所長 統括副所長 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定する者に限る。）
	虹の松原学園	園長 副園長 総務課長
	精神保健福祉センター	所長 副所長
	食肉衛生検査所	所長 副所長 総務課長
	関西・中京事務所	所長 副所長
	窯業技術センター	所長 副所長 総務課長
	工業技術センター	所長 副所長 センター長
	産業技術学院	学院長 副学院長 総務企画課長
	農林事務所	所長 センター長 副所長
	農業技術防除センター	所長 副所長 専門技術部長
	上場営農センター	所長 副所長
	農業試験研究センター	本場
農業試験研究センター 農業大学校	分場	所長 副所長
	校 長 副校長	分場長
	果樹試験場	場長 副場長
	茶業試験場	場長 副場長
	畜産試験場	場長 副場長
	家畜保健衛生所	所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）
	水産振興センター	所長 副所長
	高等水産講習所	所長 副所長
	林業試験場	場長 副場長
	土木事務所	所長 副所長
	ダム管理事務所	所長 副所長
	有明海沿岸道路整備事務所	所長 副所長
	教育事務所	本所
教育事務所 教育センター	支所	所長 教育指導監 副所長（本務としての職に限る。） 管理主任 管理主事
	所長 副所長	支所長 管理主任
	県立学校	校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

備考

- 1 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中にある「参事」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長、センター長又は室長（以下「課長等」という。）を直接補佐する参事並びに知事部局（出納局を含む。）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する参事、

人事課において職員団体を担当する参事及び教職員課において人事、服務又は職員団体を担当する参事をいう。

- 2 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中にある「技術監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する技術監及び知事部局（出納局を含む。）において、人事、給与、服務等に関する事務を担当する技術監をいう。
- 3 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長を直接補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 4 本庁の知事部局（出納局を含む。）及び教育委員会事務局の項中に規定する「副室長」とは、人事、給与、服務等に関する事務について室長を直接補佐する副室長及び人材育成・行政マネジメント室副室長をいう。
- 5 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてセンター長を直接補佐する副センター長をいう。
- 6 本庁の教育委員会事務局の項中に規定する「教育企画監」とは、人事、給与、服務等に関する事務について課長等を直接補佐する教育企画監をいう。
- 7 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「ウイルス課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、人事、給与、服務等に関する事務についてそれぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、ウイルス課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和7年3月31日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		令和6年度の登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目1番59号（県庁内）	執行委員長 片渕 浩敏	単位団体	1	S41.10.12 (S26.5.11)	R6.4.11 役員の変更
佐賀県高等学校教職員組合	佐賀市高木瀬町大字東高木227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 永尾 実	〃	2	S41.10.12 (S26.11.26)	R6.3.27 役員の変更
佐賀県教職員組合	〃	執行委員長 本村 政敏	〃	3	S41.10.12 (S26.10.26)	R6.4.11 役員の変更
佐賀県教職員連合会	伊万里市大川内町丙2394番地1	執行委員長 佐志 健	〃	6	S49.6.26	R6.5.17 規約及び役員の変更
IRIS 佐賀	愛知県一宮市三条字新21-1	代表 加藤 豊裕	〃	7	R7.2.10	R7.2.10 新規登録

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和40年法律第71号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）に基づく申請及び変更届は、令和6年度中ではなかった。

Ⅲ 任用事務

1 採用試験

(1) 令和6年度採用試験の概要

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1次試験	2次試験	
大学卒業程度	〔特別枠〕 行政 教育行政 土木 農政	(行政、教育行政) 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 (土木、農政) 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	3月1日～18日	(行政、教育行政) 4月1日～11日 テストセンター ・教養試験 ・語学資格保有加点 (土木、農政) 4月7日 庁内会議室 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点	(行政、教育行政) 5月7日～10日 グランデはがくれ・ホテルマリターレ創世 ・面接試験 (土木、農政) 5月20日～21日 グランデはがくれ ・面接試験 〔3次試験〕 (行政、教育行政) 6月1日 ホテルマリターレ創世 ・論文試験 6月1日～5日 グランデはがくれ ・面接試験 (土木、農政) 6月6日～7日 グランデはがくれ ・面接試験	6月14日

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1 次試験	2 次試験	
大学卒業程度	〔スポーツ特別枠〕 行政 教育行政	平成 7 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた人で、スポーツに関して世界レベルの大会に出場又は世界レベルの大会に出場又は全国レベルの大会に出場し、個人又は団体で 8 位以上	3 月 1 日 ～18 日	4 月 1 日～11 日 テストセンター ・教養試験 ・語学資格保有加点	5 月 10 日 グランデはがくれ ・面接試験 〔3 次試験〕 6 月 1 日 ホテルマリターレ創世 ・論文試験 6 月 1 日 庁内会議室 ・面接試験	6 月 14 日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
			1次試験	2次試験	
大学卒業程度 行政 教育行政 警察行政 心理 電気 機械 土木 建築 化学 農政 畜産 農業土木 林業 水産 保健師 社会福祉	〔心理〕 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、心理学（相当の課程を含む）を履修又は履修見込の人 〔保健師〕 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、保健師免許の取得者又は令和7年8月31日までに取得見込みの人 〔社会福祉〕 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、必要な資格等の要件を満たす人 〔その他の試験区分〕 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	5月1日 ～22日	6月16日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有加点	6月16日 佐賀大学 ・論文試験（1次試験日に実施） 7月10日～18日 庁内会議室 ・面接試験	8月2日

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1 次試験	2 次試験	
大学卒業程度	民間企業等職務経験者 〔U J I ターン枠〕 行政 土木 農政	昭和 40 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた人 佐賀県外に登記上の本店を置く民間企業等における職務経験が令和 6 年 6 月末日現在通算して 5 年以上ある人	7 月 1 日 ～ 8 月 16 日	〔行政〕 アピールシートによる書類選考 〔土木、農政〕 9 月 8 日 庁内会議室 ・専門試験	〔行政〕 10 月 5 日～6 日 庁内会議室・ビジョンセンター浜松町（東京都） ・面接試験 〔土木・農政〕 10 月 13 日 庁内会議室 ・面接試験 【3 次試験】 〔行政〕 10 月 27 日 ホテルマリターレ創世佐賀・ビジョンセンター浜松町（東京都） ・論文試験 11 月 9 日～10 日 庁内会議室 ・面接試験 〔土木・農政〕 11 月 4 日 庁内会議室 ・面接試験	11 月 26 日
	民間企業等職務経験者 〔社会人経験枠〕 行政 教育行政	昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた人 令和 6 年 6 月末日現在で佐賀県内に登記上の本店を置く民間企業等において正規雇用労働者として勤務していない人	7 月 1 日 ～ 8 月 16 日	アピールシートによる書類選考	9 月 28 日 庁内会議室 ・面接試験 9 月 29 日 佐賀大学 ・論文試験 〔3 次試験〕 11 月 2 日 庁内会議室 ・面接試験	11 月 26 日

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1 次試験	2 次試験	
短期大学卒業程度	生活指導員	平成 9 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた人	8 月 1 日～16 日	9 月 29 日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験	10 月 18 日 佐賀県社会福祉会館 ・論文試験 10 月 25 日 庁内会議室 ・面接試験	11 月 13 日
	行政 教育行政 警察行政 電気 土木 建築 農業 農業土木 林業	平成 15 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた人 ただし、学校教育法に基づく大学（短大を除く。）を卒業した人又は令和 7 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人は除く	8 月 1 日～16 日	9 月 29 日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（電気、土木、建築、農業、農業土木、林業のみ）	10 月 18 日 佐賀県社会福祉会館 ・作文試験 10 月 24 日～30 日 庁内会議室 ・面接試験	11 月 13 日

※平成 26 年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和6年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大卒 学業 程度	行政	16	206	136	32	28	16	8.5
	教育行政	5	31	24	10	8	5	4.8
	警察行政	5	27	25	10	8	5	5.0
	心理	3	11	11	8	8	3	3.7
	電気	2	1	0	0	0	0	-
	機械	1	1	1	0	0	0	-
	土木	9	13	5	5	5	3	1.7
	建築	3	3	3	3	3	3	1.0
	化学	3	4	4	4	4	3	1.3
	農政	7	19	12	12	11	7	1.7
	畜産	2	2	1	0	0	0	-
	農業土木	6	11	8	8	8	6	1.3
	林業	3	1	0	0	0	0	-
	水産	2	3	3	3	2	2	1.5
	保健師	4	9	9	9	8	4	2.3
	社会福祉	7	11	10	10	9	7	1.4
	小計	78	353	252	114	102	64	3.9
	特別枠(行政)	24	344	323	102	83	24	13.5
	特別枠(教育行政)	3	18	17	12	10	3	5.7
	特別枠(土木)	8	21	16	16	14	12	1.3
	特別枠(農政)	4	29	23	17	17	4	5.8
	小計	39	412	379	147	124	43	8.8
	スポーツ特別枠(行政)	2	2	4	4	4	2	2.0
	スポーツ特別枠(教育行政)	1	2	3	3	3	1	3.0
	小計	3	4	7	7	7	3	2.3
	民間企業等職務経験者 UJIターン枠(行政)	19	210	210	76	68	19	11.1
	民間企業等職務経験者 UJIターン枠(土木)	1	3	3	2	2	2	1.5
	民間企業等職務経験者 UJIターン枠(農政)	1	10	10	8	6	3	3.3
	民間企業等職務経験者 社会人経験枠(行政)	1	40	40	8	4	1	40.0
	民間企業等職務経験者 社会人経験枠(教育行政)	2	49	49	12	9	2	24.5
	小計	24	312	312	106	89	27	11.6
短大 卒 業 程度	生活指導員	2	5	4	3	2	1	4.0
	小計	2	5	4	3	2	1	4.0
高卒 校 業 程度	行政	5	58	41	11	11	5	8.2
	教育行政	1	4	4	3	2	1	4.0
	警察行政	10	60	51	42	37	20	2.6
	電気	2	1	1	0	0	0	-
	土木	5	18	16	16	16	12	1.3
	建築	2	2	2	2	2	2	1.0
	農業	1	9	9	5	5	2	4.5
	農業土木	2	3	3	3	3	3	1.0
	林業	2	5	5	5	5	5	1.0
	小計	30	160	132	87	81	50	2.6
県職員合計		176	1,246	1,086	464	405	188	5.8

※スポーツ特別枠は複数志望制のため、第1次試験以降については第2志望を含んだ人数で集計。

(3) 採用試験の過去の実施状況（令和4～6年度）

年度 項目 試験区分		令和4						令和5						令和6					
		申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者	申 込 者	受 験 者 (A)	一 次 合 格 者	最 終 合 格 者 (B)	競 争 率 A/B 倍	採 用 者
	行 政	291	185	60	30	6.2	19	224	150	40	20	7.5	15	206	136	32	16	8.5	11
	教 育 行 政	46	31	14	7	4.4	4	39	30	12	6	5.0	6	31	24	10	5	4.8	4
	警 察 行 政	18	12	5	3	4.0	2	19	13	6	3	4.3	2	27	25	10	5	5.0	3
	心 理	9	7	6	2	3.5	2	6	5	5	2	2.5	2	11	11	8	3	3.7	2
	電 気													1	0	0	0	-	0
	機 械													1	1	0	0	-	0
	総 合 土 木																		
	土 木	24	19	14	11	1.7	9	18	9	9	9	1.0	5	13	5	5	3	1.7	0
	建 築	6	2	2	1	2.0	1	5	3	3	1	3.0	0	3	3	3	3	1.0	3
	化 学	5	3	3	1	3.0	0							4	4	4	3	1.3	2
	農 政	29	21	21	13	1.6	11	25	13	12	6	2.2	4	19	12	12	7	1.7	7
	畜 産	0	0	0	0	-	0	3	3	3	2	1.5	1	2	1	0	0	-	0
	農 業 土 木	8	6	6	4	1.5	2	6	5	5	4	1.3	3	11	8	8	6	1.3	5
	林 業	4	1	1	1	1.0	1	8	7	4	2	3.5	1	1	0	0	0	-	0
	水 産	4	4	3	2	2.0	2	7	7	3	1	7.0	1	3	3	3	2	1.5	1
	保 健 師	16	16	14	7	2.3	7	14	14	8	3	4.7	3	9	9	9	4	2.3	4
	社 会 福 祉													11	10	10	7	1.4	7
	管 理 栄 養 士																		
	少 年 補 導 職 員																		
	小 計	460	307	149	82	3.7	60	374	259	110	59	4.4	43	353	252	114	64	3.9	49
	特 別 枠 (行 政)	547	520	206	48	10.8	25	368	342	126	29	11.8	22	344	323	102	24	13.5	17
	特 別 枠 (教 育 行 政)	45	43	17	4	10.8	3	44	41	13	3	13.7	2	18	17	12	3	5.7	3
	特 別 枠 (土 木)							21	19	16	6	3.2	5	21	16	16	12	1.3	5
	特 別 枠 (農 政)							34	33	17	5	6.6	5	29	23	17	4	5.8	2
	小 計	592	563	223	52	10.8	28	467	435	172	43	10.1	34	412	379	147	43	8.8	27
	ス ポ ー ツ 特 別 枠 (行 政)	5	4	4	2	2.0	2	5	5	5	2	2.5	2	2	4	4	2	2.0	2
	ス ポ ー ツ 特 別 枠 (教 育 行 政)	1	1	1	1	1.0	1	1	4	4	1	4.0	1	2	3	3	1	3.0	1
	小 計	6	5	5	3	1.7	3	6	9	9	3	3.0	3	4	7	7	3	2.3	3
	民 間 企 業 経 験 者 (U J I タ ー ン 枠 ・ 行 政)	323	323	152	38	8.5	32	286	286	96	29	9.9	26	210	210	76	19	11.1	19
	民 間 企 業 経 験 者 (U J I タ ー ン 枠 ・ 総 合 土 木)																		
	民 間 企 業 経 験 者 (U J I タ ー ン 枠 ・ 土 木)	0	0	0	0	-	0	4	3	1	1	3.0	1	3	3	2	2	1.5	1
	民 間 企 業 経 験 者 (U J I タ ー ン 枠 ・ 建 築)																		
	民 間 企 業 経 験 者 (U J I タ ー ン 枠 ・ 農 政)	8	5	4	2	2.5	2	7	5	5	3	1.7	3	10	10	8	3	3.3	3
	民 間 企 業 経 験 者 (社 会 人 経 験 枠 ・ 行 政)	96	96	10	4	24.0	3	88	88	8	2	44.0	2	40	40	8	1	40.0	1
	民 間 企 業 経 験 者 (社 会 人 経 験 枠 ・ 教 育 行 政)	58	58	12	3	19.3	3	64	64	13	3	21.3	3	49	49	12	2	24.5	2
	小 計	485	482	178	47	10.3	40	449	446	123	38	11.7	35	312	312	106	27	11.6	26
	大 卒 合 計	1,543	1,357	555	184	7.4	131	1,296	1,149	414	143	8.0	115	1,081	950	374	137	6.9	105

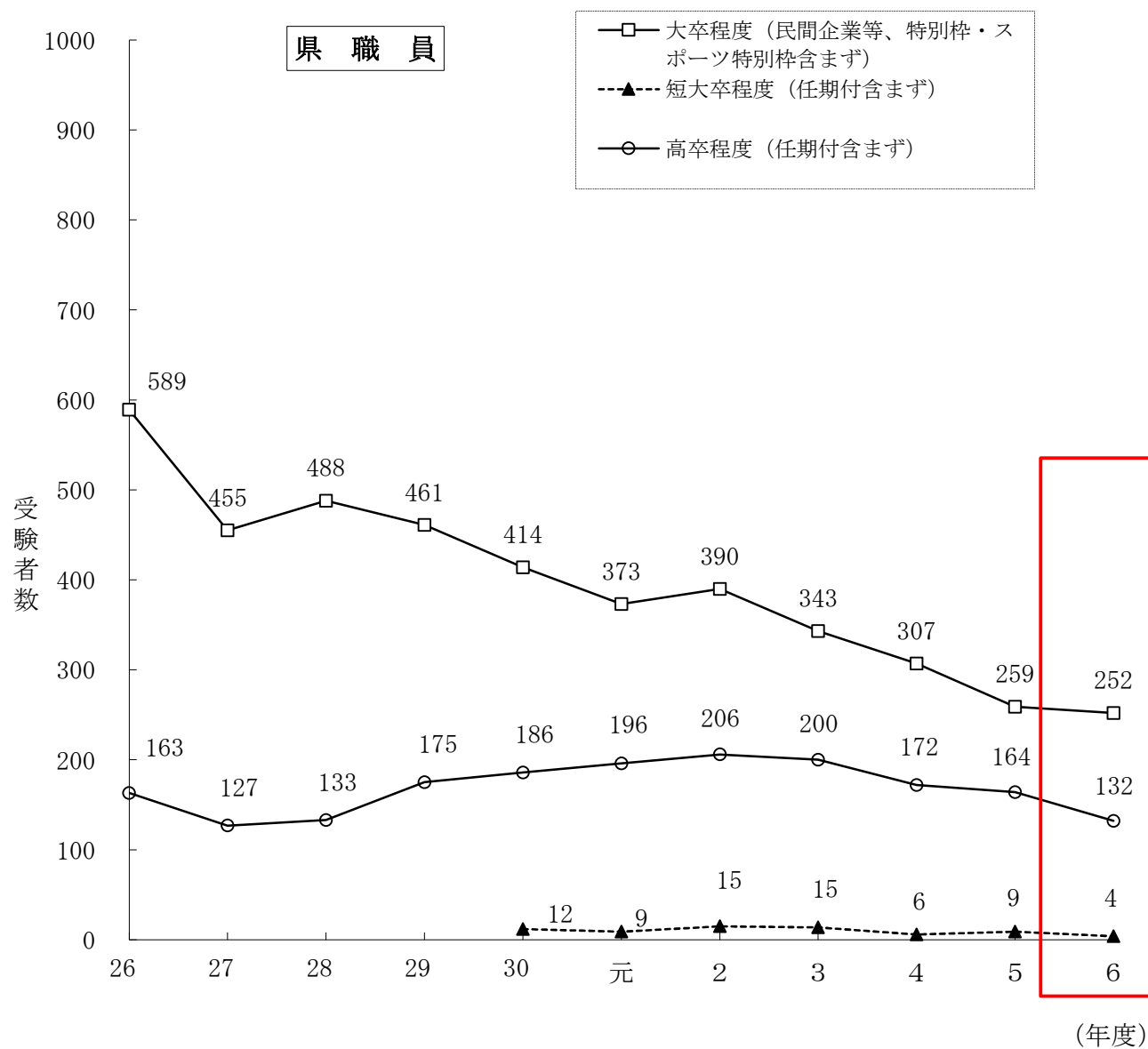
年度 項目 試験区分		令和4						令和5						令和6					
		申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者
短大卒業程度	臨床検査技師	3	2	2	1	2.0	1	7	6	3	1	6.0	1						
	生活指導員	5	4	2	1	4.0	1	3	3	3	2	1.5	2	5	4	3	1	4.0	1
	短大卒計	8	6	4	2	3.0	2	10	9	6	3	3.0	3	5	4	3	1	4.0	1
高校卒業程度	行政	137	117	22	15	7.8	11	92	77	17	9	8.6	7	58	41	11	5	8.2	3
	教育行政	24	21	7	2	10.5	1	10	10	4	1	10.0	1	4	4	3	1	4.0	1
	警察事務							53	49	44	21	2.3	14	60	51	42	20	2.6	12
	電気													1	1	0	0	-	0
	総合土木																		
	土木	15	14	12	6	2.3	3	15	14	10	7	2.0	6	18	16	16	12	1.3	7
	建築													2	2	2	2	1.0	2
	農業	10	9	5	2	4.5	2	7	7	5	2	3.5	2	9	9	5	2	4.5	2
	農業土木	6	6	6	3	2.0	3	6	6	4	3	2.0	3	3	3	3	3	1.0	3
	林業	6	5	4	3	1.7	3	1	1	1	1	1.0	1	5	5	5	5	1.0	3
	小計	198	172	56	31	5.5	23	184	164	85	44	3.7	34	160	132	87	50	2.6	33
	任期付職員(行政)	25	15	14	9	1.7	8												
	任期付職員(行政)追加募集	16	11	10	8	1.4	7												
	小計	41	26	24	17	1.5	15						0						0
	高卒計	239	198	80	48	4.1	38	184	164	85	44	3.7	34	160	132	87	50	2.6	33
県職員計		1,790	1,561	639	234	6.7	171	1,490	1,322	505	190	7.0	152	1,246	1,086	464	188	5.8	139

※平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

※令和6年度より「警察事務」から「警察行政」に名称を変更

(4) 受験者数の推移（平成26～令和6年度）

(人)



2 採用選考

地方公務員法において職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。これを受け、佐賀県職員の任用に関する規則において、選考による採用を規定している。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

●特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

●特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、消防教官、学芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪捜査官、財務捜査官、物理

●障害者をもって充てる職

なお、令和6年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(1) 採用選考の状況 ((2) を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			3号			5号			9号			10号						
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級													1			1	0	0	1
副部長級	1															1	0	0	1
課長級	5		2											3		5	3	2	10
副課長級	3												1			4	0	0	4
係長級	2		1										26	3		28	3	1	32
主査級																0	0	0	0
主事級	2												29	1	1	31	1	1	33
警視級						1										0	0	1	1
警部級						5										0	0	5	5
警部補級						1			1							0	0	2	2
巡査部長級						4									2	0	0	6	6
巡査級															1	0	0	1	1
会計年度任用職員										1,014	163	66				1,014	163	66	1,243
合計	13	0	3	0	0	11	0	0	1	1,014	163	66	57	7	4	1,084	170	85	1,339

- ※1号 国等からの採用
3号 他県からの警察官の採用
5号 かつて職員であった者の採用
9号 会計年度任用職員としての採用（学校、議会事務局、各委員会事務局を除く）
10号 競争試験によることが不適当な職への採用

(2) 障害者を対象とする採用選考の状況

【1回目】

- ・第1次選考 令和6年6月23日（日） 教養試験、論作文試験
申込者8名 受験者8名 第1次選考合格者6名

【2回目】

- ・第1次選考 令和6年11月3日（日） 教養試験、論作文試験
申込者4名 受験者3名 第1次選考合格者3名

※平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

※参考 第2次選考（面接試験）

【1回目】 受験者6名 最終合格者3名

【2回目】 受験者3名 最終合格者1名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣（条例（※）第 2 条第 1 項）				計
該当条項	1 号〔一般社団法人、一般財団法人〕	2 号〔一般地方独立行政法人〕	3 号〔政令指定法人〕	4 号〔その他法人〕	
団体数	6	1	9	4	20

(2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣（条例（※）第 11 条第 1 項）		計
該当条項	1 号 〔県出資 25%以上法人〕	2 号 〔県の事務と密接に関連した法人〕	
法人数	0	0	0

※公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則の改正状況

次表のとおり任用関係規則の改正を行った。

規則番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
1	R 7 . 1 . 28	R 7 . 1 . 28	佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	別表において、大学卒業程度の試験区分に薬剤師を追加した。

Ⅳ 給 与 事 務

職員の給与を検討するため、令和6年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、令和6年10月17日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の給与等に関する報告（給与について）

（1）職員の給与等

令和6年4月における在職者は12,413人である。これら職員の平均年齢は41.4歳、男女別構成は男性56.7%、女性43.3%、学歴別構成は大学卒84.0%、短大卒4.2%、高校卒11.9%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

年 月		令和6年4月	(参考) 令和5年4月
項 目			
職 員 数		3,600人	3,641人
平 均 年 齢		41.0歳	41.3歳
平均経験年数		18.8年	19.0年
学歴別構成比	大 学 卒	76.4 %	76.6 %
	短 大 卒	2.9 %	2.9 %
	高 校 卒	20.7 %	20.5 %
男女別構成比	男性	63.8 %	64.8 %
	女性	36.2 %	35.2 %

また、令和6年4月現在における給与（基準内給与）の平均月額、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	321,615 円	633 円	－ 円	8,669 円	455 円	331,372 円
全職員	338,374 円	1,629 円	6,791 円	8,826 円	195 円	355,815 円

（2）職員の給与と民間給与との比較

① 月例給

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和6年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間給与を1人当たり平均10,244円(2.94%)下回っていた。

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A－B)
358,276 円	348,032 円	10,244円 (2.94%)

② 特別給

令和5年8月から令和6年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.58月分に相当している。

(3) 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和5年地方公務員給与実態調査（令和5年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.5となっており、令和4年の99.9から減少した。

(4) 職員の給与の改定方針

① 月例給

令和6年4月時点で、職員給与が民間給与を10,244円(2.94%)下回っていることから、民間給与との較差を解消するため、基本的な給与である給料の引上げ改定を行う。

また、この改定は、令和6年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、職員の初任給が民間の初任給を下回っていることや人材確保の観点等を踏まえ、大卒程度試験に係る初任給について23,800円(12.1%)、高卒程度試験に係る初任給について21,400円(12.8%)、それぞれ引き上げ、初任給以外の号給については、若年層に重点を置き、改定率をなだらかに逡減させる形を基本に公民較差の範囲内で引上げ改定を行うこととする。

この結果、1級、2級、3級及び4級の平均改定率はそれぞれ11.3%、9.0%、4.9%、1.1%となり、5級以上は1.0%となる。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。なお、医療職給料表（一）については、国の俸給表に準じて改定を行う。

② 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.08月分下回っていた。このため、令和5年8月から令和6年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

なお、令和6年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、医療職給料表（一）の改定と合わせて国に準じて支給額の改定を行ってきており、今回も同様の考え方で所要の改定を行う。

なお、実施時期についても給料表の改定に合わせ令和6年4月に遡及する。

④ 通勤手当

交通用具のうち原動機付交通用具を使用する職員に係る通勤手当については、前回の改定から10年以上経過していることから、その支給月額について、燃料費及び燃費等を考慮して見直しを行う必要がある。

（５）給与制度のアップデートについて

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、国家公務員の給与、民間事業の従事者の給与等を考慮して定められなければならないとされている。本委員会では、これに基づき、給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を基本としている。

令和6年、人事院は給与制度のアップデートについて報告及び勧告を行ったところであり、当該報告及び勧告を参考にしつつ、本県の給与決定の考え方及び本県の実情に合わせて、次のように取り組む必要がある。

① 月例給等

若年層の給与水準を引き上げ、職務や職責をより重視した俸給体系にする等の措置を講じた国の俸給表（以下「アップデート後の国の俸給表」という。）に準じて、給料表の見直しを行うとともに、昇給制度について所要の見直しを行う。

ア 行政職給料表

改定後の給料表について、若年層の給与水準を引き上げ、職務や職責をより重視した俸給体系にする等の措置を講じた国の行政職俸給表（一）に準じて、見直しを行う。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本として見直しを行う。なお、医療職給料表（一）については、アップデート後の国の俸給表に準じて、見直しを行う。

② 地域手当

現在市町村ごとにされている級地区分（7区分）について、都道府県を基本として5区分に見直す国に準じて、級地区分及び支給割合の見直しを行う。

③ 扶養手当

人事院は、政府全体として配偶者の働き方に中立となるよう制度の見直しに向けた取組が進められ

ている社会状況や民間企業や公務の配偶者に係る手当の状況の変化、さらには国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる勧告を行ったところである。本県の扶養手当制度はこれまで国家公務員の制度との均衡を基本としてきたところであり、以下のとおり、本県における民間事業所の状況や職員の状況についても考慮したうえで検討を行った。

令和6年の「職種別民間給与実態調査」の結果を見ると、配偶者に手当を支給する事業所は79.5%（令和2年度から令和6年度までの5年平均では75.3%）であり、平成28年に配偶者に係る扶養手当の段階的な引下げを勧告した際の調査結果（81.0%）から減少している。また、職員について見ると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員の割合は16.0%であり、平成28年の調査結果（24.9%）から減少している。

このように、配偶者に係る手当について、支給する事業所の割合や受給する職員の割合は減少の傾向を示している。

他方、本県の年少人口（15歳未満の人口）の割合は令和5年において全国で3位と高水準にあるものの、その数は減少しており、少子化対策は引き続き重要である。

これらのことを総合的に鑑み、本県においても配偶者に係る扶養手当を廃止する。また、それにより生じる原資を用いて子に係る扶養手当額を13,000円に引き上げる。

なお、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当額の引上げは、国に準じて2年をかけて以下のとおり行う。

各年度の扶養手当の手当額

（単位：円）

年度 扶養親族		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	行政職給料表 7級以下	6,500	3,000	（支給しない）
	行政職給料表 8級	3,500	（支給しない）	（支給しない）
子		10,000	11,500	13,000

（注）「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」には、これらに相当する職務の級を含む。

④ 通勤手当

人事院は、民間の支給状況を踏まえ、勤務地を異にする異動の円滑化等のため、通勤手当の支給限度額を、特別急行列車等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で、特別料金等の額についても、全額を支給する勧告を行ったところである。

本県においては、交通機関等を利用する場合の通勤手当は、原則として1か月当たり55,000円を限度に普通交通機関等の運賃相当額を支給し、特別急行列車等を利用する職員にあっては、これに加え、特別料金等の額の2分の1に相当する額を1か月当たり20,000円を限度として支給している。

また、本県の令和6年の「職種別民間給与実態調査」の結果を見ると、在来線及び新幹線（在来線の特急を含む。）とともに全額支給又は最高支給額を通勤手当の非課税限度額（月150,000円）以

上としている事業所は、約4割である。

なお、本県は独自に、令和4年1月から特別料金等を支給する際の異動要件の撤廃を行い、異動によらない事由でも特別料金等の額の2分の1に相当する額を支給できるよう見直しを行っている。そのため、支給限度額を引き上げ、当該限度額の範囲内で全額を支給することとした場合には、長距離の通勤を助長することにつながらないように考慮する必要がある。

こうした本県の状況及び県内で特別急行列車等を利用して通勤した場合の所要額等を踏まえ、通勤手当の支給限度額を、特別料金等の額を含めて1か月当たり80,000円に見直すこととし、当該支給限度額の範囲内で、特別料金等の額について、全額を支給することとする。

ただし、育児、介護等のやむを得ない事情により特別急行列車等による通勤を必要とする職員については、150,000円を支給限度額とする。

さらに、高速自動車国道等の利用者について、通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を国に準じて廃止することとする。

⑤ 単身赴任手当

採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても、当該手当を支給する。

⑥ 管理職員特別勤務手当

管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、現在午前0時から午前5時までとなっている平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯について、午後10時から午前5時までに見直す。

⑦ 特別給

ア 勤勉手当の成績率

勤勉手当において、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、現在平均支給月数の2倍に設定している成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引き上げる。

イ 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員の特別給を、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止する。

(ア) 期末手当及び勤勉手当の支給月数等

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、期末手当及び勤勉手当の配分が一般職員と同程度となるよう留意し定めるものとする。また、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう定める。

(イ) 勤勉手当の成績率

特定任期付職員の勤勉手当の成績率（支給月数に相当）は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準の支給が可能となるよう定める。

⑧ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当、特勤手当（同手当に準

ずる手当を含む。）、へき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給する。

（６）給与勧告実施の要請

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

近年、災害や防疫対策への対応など行政需要が増大し、多様化・複雑化する中、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員は高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

こうした職員に対して適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

令和６年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給、特別給ともに引上げを行うことに加え、給与制度のアップデートを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

（参考１）

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容		
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
27	10. 8	0. 22 (801)	0. 21 (774)	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 6	0. 36 (1, 469)	0. 4	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
28	10. 11	△0. 06 (△237)	△0. 065 (△217)	12. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 8	0. 17 (708)	0. 2	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
29	10. 6	0. 04 (151)	— (—)	—	—	—	8. 8	0. 15 (631)	0. 2	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
30	10. 10	0. 12 (416)	0. 14 (415)	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 10	0. 16 (655)	0. 2	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
元	10. 8	0. 03 (97)	0. 03 (97)	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 7	0. 09 (387)	0. 1	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
2	12. 23	△0. 01 (△43)	— (—)	—	—	—	10. 28	△0. 04 (△164)	—	—	—	—
3	10. 15	△0. 01 (△20)	— (—)	—	—	—	8. 10	0. 00 (△19)	—	—	—	—
4	10. 11	0. 24 (834)	0. 24 (834)	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 8	0. 23 (921)	0. 3	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
5	10. 19	1. 08 (3, 745)	1. 08 (3, 745)	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 7	0. 96 (3, 869)	1. 1	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり
6	10. 17	2. 94 (10, 244)	2. 94 (10, 244)	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり	8. 8	2. 76 (11, 183)	3. 0	4. 1	勧告 どおり	勧告 どおり

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
全	人 12,424	人 12,331	人 12,311	人 12,332	人 12,364	人 12,444	人 12,449	人 12,434	人 12,531	人 12,413
行政	3,368	3,343	3,356	3,416	3,435	3,490	3,510	3,563	3,641	3,600
公安	1,643	1,646	1,674	1,673	1,674	1,664	1,663	1,646	1,675	1,653
研究	159	155	156	158	165	164	159	159	156	154
医(一)	7	8	7	7	8	8	8	7	7	6
医(二)	193	189	180	176	180	185	178	228	237	233
医(三)	81	87	83	83	81	75	72	-	-	-
高校	2,327	2,298	2,264	2,259	2,261	2,262	2,238	2,211	2,188	2,174
中・小	4,646	4,605	4,591	4,560	4,560	4,596	4,621	4,620	4,627	4,593

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成比

(令和6年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳)	学 歴 別 人 員 構 成 比				男 女 別 人 員 構 成 比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	41.4	84.0%	4.2%	11.9%	0.0%	56.7%	43.3%
行政	41.0	76.4	2.9	20.7		63.8	36.2
公安	37.7	54.3	4.7	41.0	0.1	89.7	10.3
研究	41.9	98.7	0.6	0.6		81.8	18.2
医(一)	49.4	100.0				83.3	16.7
医(二)	40.9	92.7	7.3			30.5	69.5
高校	45.0	93.3	4.4	2.3		52.6	47.4
中・小	41.2	95.1	4.9			41.6	58.4

(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

2 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

（1）人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

現在、本県においては、50 歳以上の職員が全体の 29.7%を占め、当分の間、多くの職員が定年を迎えることとなることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、若年層人口の減少や、民間企業における採用活動の活発化、国や他の地方公共団体との競合などにより、職員の採用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

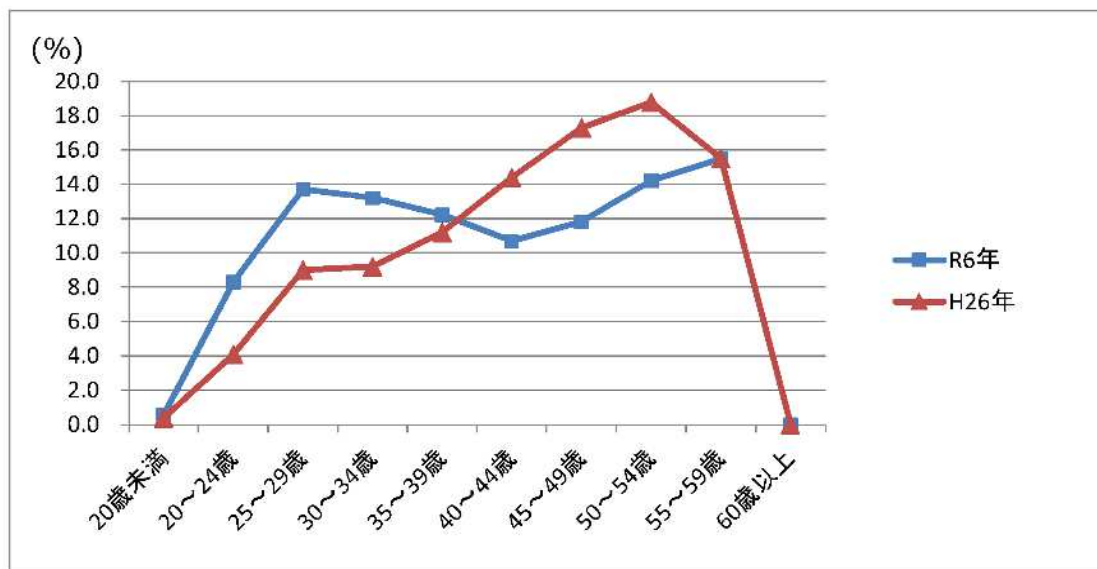
特に、技術系職種の受験倍率は、低倍率で推移していることから、受験しやすい採用試験制度へ抜本的に見直すなど、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。

また、こうした取組に加え、技術系職種を希望する学生等对本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

これまで、任命権者が行うインターンシップ制度のほか、本委員会では、任命権者と連携しながら、職員採用サイトの作成、事務系・技術系職員別のセミナーの開催や大学訪問、民間主催の各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に取り組んできた。

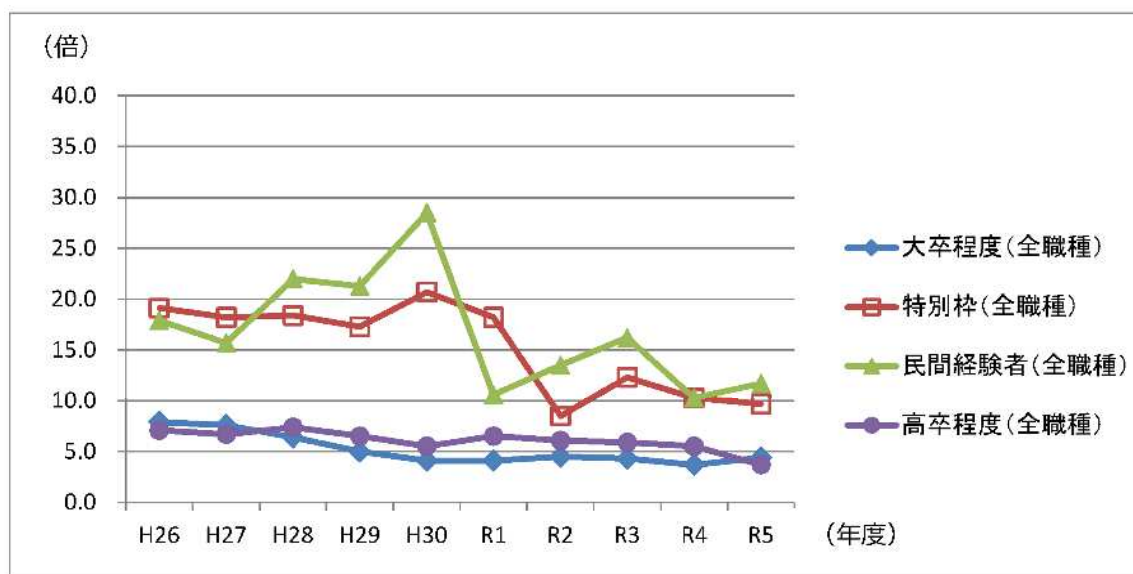
県職員の仕事の魅力を知ってもらい、本県への受験意欲がより高まるよう、引き続き、職員採用サイトの充実など様々な工夫を重ねながら、任命権者と連携し、募集・広報活動に積極的に取り組んでいく。

図表 1 年齢別職員構成（各年 4 月 1 日現在）
構成比



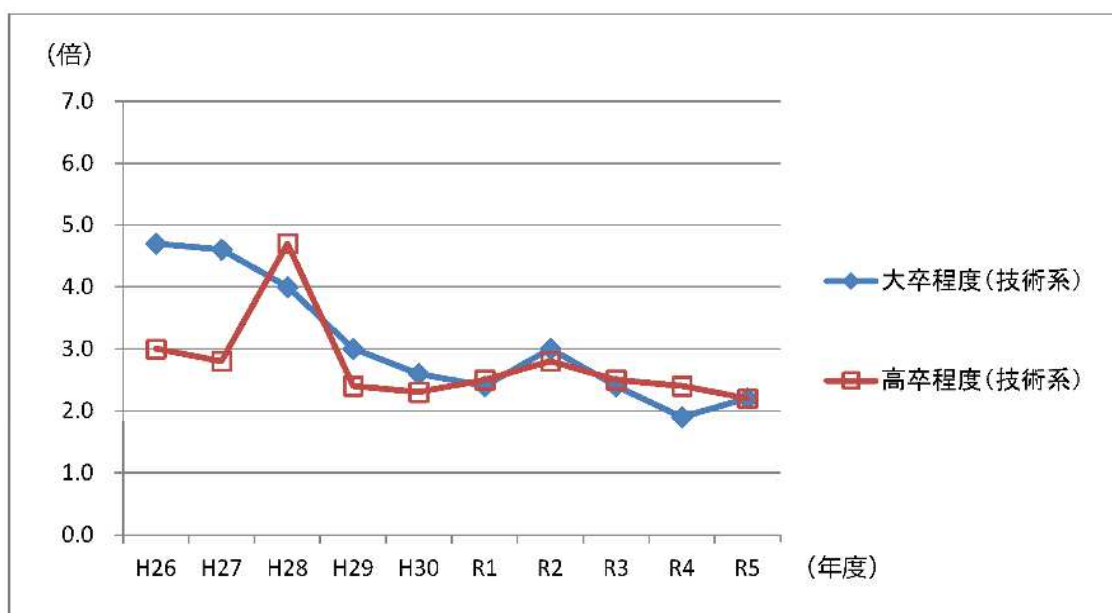
区分	20歳 未満	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
平成26年	48	520	1,154	1,172	1,435	1,844	2,206	2,398	1,984	1	12,762
令和6年	71	1,065	1,768	1,698	1,571	1,374	1,517	1,824	1,998	2	12,888

図表2 試験別受験倍率の推移（各年4月1日採用分）



(注) 教員及び警察官は含まない。

図表3 技術系職種の受験倍率の推移



(注) 教員及び警察官は含まない。

技術系職種とは、心理、土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

次に、急速に進むデジタルトランスフォーメーション（D X）など社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、時代に応じた職員の人材育成が不可欠である。

このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に習得させるための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要な研修）の更なる推進とともに、職場研修（O J T）の充実・強化や人事評価の適切な運用などを図りながら、引き続き、長期的な視点で人材の育成に努めることが求められる。

イ 多様な人材の活躍推進

複雑・高度化した行政の諸課題に対応するためには、性別、障害の有無、年齢などに関わりなく、それぞれの経験を活かし、多様な人材の活躍促進に向けて、全ての職員が活躍できる環境整備が重要である。

行政職では、特に民間企業等経験者の採用に力を入れており、令和 6 年 4 月現在、本県の行政職員に占める民間企業等経験者の割合が 16% となっており、全国の地方自治体でトップクラスにある。

民間企業等を経験してきた職員が持つ感性、新しいことに挑戦しようとする姿勢は県庁で働く他の職員にも刺激となり、県庁組織全体の活性化につながっている。

また、令和 6 年 4 月における職員に占める女性職員の割合は 43.3%（前年同月 42.9%）となっている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合に係る数値目標を設定されているが、令和 6 年 4 月現在の管理職に占める女性職員の割合（速報値）は、知事部局は 17.0%（目標値 16% 以上）、教育委員会（公立学校）は 26.9%（目標値 25% 以上）といずれも目標を上回っている。

障害者雇用については、地方公共団体の法定雇用率が令和 6 年 4 月から段階的に引き上げられることを考慮し、各任命権者においては、計画的な採用に努めるとともに、障害のある職員が働きやすい勤務環境を整備・支援する取組を進める必要がある。

高齢期職員（60 歳以上の職員）については、令和 5 年 4 月から職員の定年が段階的に 65 歳まで引き上げられた。

高齢期職員には、これまで培った豊富な知識、経験等を活用し、後輩職員の育成や知識・技術などを継承していくことが期待されており、高齢期職員が高いモチベーションを維持しながら働くことができる環境づくりの推進が必要である。

多様な人材がいる組織は、変化する環境や県民ニーズに対して柔軟な対応が可能となる。全ての職員は、職員の多様性を尊重しながら、より良い組織を築いていく必要がある。

ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価については、職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成にも活用していく必要がある。

このため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び信頼性を確保し、職員の納得感を高めていくことが極めて重要であり、任命権者においては、今後も、継続的な検証を行い、その実情に応

じて随時見直し、改善を図っていくことが求められる。

（２）勤務環境の整備

① 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は、職員の健康及び福祉の確保、勤務意欲の維持に関わるものであり、人材の確保や行政組織の活力の維持に悪影響を及ぼすことから、本委員会は、従来、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

時間外勤務等の縮減については、任命権者においても、これまで様々な取組が講じられてきたところであるが、令和５年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数は、全体で 158.1 時間（令和４年度 156.2 時間）と増加している。

また、職員の時間外勤務等については、条例及び規則等に命じることが出来る上限が定められている。令和５年度、通常業務等（大規模災害等業務及び臨時的な業務を除く）で、上限を超えて時間外勤務等を命じられた職員は、全体で 167 人（令和４年度 40 人）と大幅に増加している。本来、上限を超過するような働き方は、極めて限定的なものでなければならず、強い姿勢でその是正に取り組む必要がある。管理職員は、各職場において、日々のコミュニケーションを深めるとともに、業務の削減、合理化を積極的に行い、効率化を進めていくことが求められる。

任命権者においては、自らが強力なリーダーシップを発揮し、適正な勤務時間の管理を行うため、管理職員のマネジメント力を強化する必要がある。また、長時間勤務等の上限に関する制度等の趣旨、目的を十分に理解し、業務量に応じた弾力的な人事配置に努めるなど、組織全体として、引き続き実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

イ 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

県教育委員会においては、教育職員の負担を軽減するため、会議・研修等の縮減や開催方法の見直し、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化、定時退勤推進日の増設や長期休業中の学校閉庁日の設定など、業務改善に取り組まれているところである。しかしながら、令和５年度の教育職員一人当たりの年間の時間外在校等時間数は、全体で 379.7 時間であり、令和２年度の調査開始以降、高い水準で推移しており、依然として長時間勤務を行っている教育職員は多い。

県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、現在実施している取組の効果を検証するとともに、学校現場における働き方改革を更に推進し、より効果的な取組を着実に実施していくことが極めて重要である。

また、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握や業務分担の見直し、実情に応じた人員配置等の必要な環境を整備することが必要である。

ウ 年次休暇の取得促進

年次休暇については、令和５年の職員一人当たりの平均取得日数は、全体で 13.7 日と過去５年で最も多くなったが、特定事業主行動計画に掲げている目標値である 14 日以上の取得は達成されていない。

職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

② 職員の健康管理

複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、職員一人一人が心身共に健康で、その能力を十分に発揮できることが求められる。

職員の健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施されてきた。

長時間労働については、労働安全衛生法において、事業者に、長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、医師による面接指導の実施等が義務付けられている。

任命権者においては、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い職員を見逃さないようにし、引き続き、職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

職員のメンタルヘルス対策についても取組を強化していく必要がある。メンタル不調を未然に防止するため、任命権者においては、すべての職員がストレスチェックを受検するよう勧奨を行い、職員がセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善など段階に応じた取組が求められる。また、心の健康の問題を理由とした、長期休職等からの円滑な職場復帰のための支援の拡充や再発防止等についても、関係部署と連携しながら、適切な対策を講ずる必要がある。

③ 仕事と生活の両立支援の推進

職員が仕事と生活の調和を図りながら、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。

男性職員の育児休業については、「ハッピー・ワン・マンズ」※1等を推進し、機運の醸成を図ってきたこともあり、令和5年度の男性職員の育児休業取得率は、25.8%と5年前（平成30年度）の1.7%と比較すると増加している。

一方、国は令和5年、地方公務員の男性に係る育児休業取得率の政府目標を大幅に引き上げたところである。

任命権者においては、引き続き、対象の男性職員が希望や事情に応じた制度が選択できるよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、育児休業等の両立支援制度が利用しやすい環境づくりをより一層推進していく必要がある。

なお、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」が公布されたことを踏まえ、令和6年の人事院報告において、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が行われた。

また、上記申出と併せて、仕事と生活の両立支援の拡充のため、以下の措置等の実現を図ることとされている。

- ・超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学前の子（現行3歳未満の子）に拡大すること
 - ・子の看護休暇の取得事由を、行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できるよう拡大すること
- 本県においても、国に準じた制度の導入について検討する必要がある。

※1 本県（知事部局）独自の取組で、対象の男性職員が1月以上の育児に関する休暇・休業を取得することを目標とするもの

④ 多様で柔軟な働き方の推進

育児や介護をする職員に限らず、職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を支援することは、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材確保に資するものである。

任命権者においては、現在実施している早出遅出勤務制度等について、その効果や課題の検証を行うとともに、フレックスタイム制等、多様で柔軟な働き方の推進について、県民サービスや公務運営への影響を勘案しつつ、引き続き検討していく必要がある。

⑤ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲や自信を減退させるだけでなく、健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

任命権者においては、ハラスメントの根絶を目標として、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことが求められる。また、ハラスメントに関する相談があった際には、迅速かつ適切に対応し、全ての職員がハラスメントに関する正しい認識を深め、ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、取組を強化していく必要がある。

また、近年は、行政窓口等においても、長時間の居座りや大声、罵声、脅迫、謝罪の強要等、職員に対するカスタマー・ハラスメントも問題となっている。

令和6年の人事院報告においても、過度な要求に対しては毅然とした対応も求められること等について認識を広げていく旨言及がなされている。

任命権者においては、必要に応じて対応マニュアルの整備や研修を実施するとともに、カスタマー・ハラスメントに対しては、個々の職員で対応することなく組織全体として対応をしていくことが求められる。

(3) 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められているが、一部の職員による不祥事が発生していることは、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のための研修や啓発を行うなど、引き続き実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

3 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正

次表（１）及び（２）のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正を行った。

（１）規則の制定又は改正

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
20	R 6 . 4 . 15	R 6 . 4 . 15	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R 6 . 4 . 15 付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
21	R 6 . 4 . 15	R 6 . 4 . 15	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	R 6 . 4 . 15 付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
22	R 6 . 4 . 15	R 6 . 4 . 15	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	R 6 . 4 . 15 付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
23	R 6 . 5 . 31	R 6 . 6 . 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	管理監督加算の割合の変更に伴い所要の改正を行った。
25	R 6 . 7 . 4	R 6 . 7 . 4 (R 6 . 1 . 1)	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴い、災害応急作業等手当の支給対象職員及び支給額について所要の改正を行った。
26	R 6 . 7 . 8	R 6 . 8 . 1	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	職務の複雑、困難性等を鑑み、家畜保健衛生所に勤務する獣医師（所長・副所長を除く）の調整数の改正を行った。
27	R 6 . 7 . 8	R 7 . 4 . 1	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例が改正され、獣医師に対する初任給調整手当の支給月額及び支給期間が改められたことに伴い、毎年の支給月額及び支給期間の改正を行った。
28	R 6 . 7 . 8	R 7 . 4 . 1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	獣医師の大学 6 卒及び大学卒の初任給基準について改正を行った。
29	R 6 . 7 . 31	R 6 . 8 . 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R 6 . 8 . 1 付け組織改正に伴い、所要の改正を行った。
31	R 6 . 12 . 18	R 6 . 12 . 18	最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴い、最高の号給を超える給料月額を受ける特定任期付職員の給料月額の切替えに関

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
				する規則の制定、最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（令和 5 年佐賀県人事委員会規則第 46 号）の廃止を行った。
32	R 6 . 12 . 18	R 6 . 12 . 18 (R 6 . 4 . 1)	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の一部改正により、医師及び歯科医師に対する当該手当の支給限度額が改定されることに伴い、支給期間中の支給月額の改定を行った。
33	R 6 . 12 . 18	R 6 . 12 . 18 R 7 . 4 . 1 (R 6 . 12 . 1)	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和 6 年 12 月期及び令和 7 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、成績率上限の改正を行った。
34	R 6 . 12 . 27	R 7 . 1 . 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	R 7 . 1 . 1 付け職の任用等級の変更に伴い、所要の改正を行った。
2	R 7 . 3 . 4	R 7 . 3 . 4 (R 7 . 2 . 1)	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	R 7 . 2 . 1 付けで勤務地が神奈川県横浜市になる職員がいることに伴い、地域手当の支給地域の追加を行った。
3	R 7 . 3 . 4	R 7 . 3 . 4	佐賀県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	管理監督職勤務上限年齢制による異動期間を延長等することができる特定管理監督職群の職として、県立学校並びに市町立学校の校長、副校長及び教頭を新たに定めた。
5	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和 7 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い、所要の改正を行った。
7	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の改正に伴い、級地区分を 6 区分から 5 区分に見直した。
8	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、別表第 1 及び別表第 2 に規定する各号給ごとの手当額を改定した。
9	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、行政 8 級以上等職員の昇給号給数等を改めた。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
12	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、再任用職員にもへき地手当（準ずる手当含む）を支給することとした。
13	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行った。
14	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	任期付職員に勤勉手当を支給するようになったこと、子育て部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行った。
15	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例の改正等に伴い、再任用職員にも特地勤務手当（準ずる手当含む）を支給することとした。
16	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行った。
17	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行った。
18	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	配偶者に係る扶養手当が廃止されることに伴い、所要の改正を行った。
19	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行った。
20	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行った。
21	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	特定任期付職員業績手当の廃止に伴い、所要の改正を行った。

(2) 運用通知の制定又は改正

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 248 号	R 6 . 6 . 3	R 6 . 6 . 1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	管理監督加算の割合の変更に伴い、所要の改正を行 った。
人委第 350 号	R 6 . 7 . 4	R 6 . 1 . 1	災害応急作業等 手当の運用につ いての一部改正 について	佐賀県特殊勤務手当支給規則の一部改正に伴い、所 要の改正を行った。
人委第 902 号	R 6 . 12. 18	R 6 . 12. 1 R 7 . 4 . 1 R 7 . 6 . 1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	令和 6 年 12 月期及び令和 7 年 6 月期以降の勤勉手 当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの総額 を算出する際に用いる支給割合等の改正を行った。
人委第 1034 号	R 7 . 2 . 28	R 7 . 2 . 28	獣医師の初任給 基準改正に伴う 在職者の号給の 決定についての 制定について	獣医師の初任給基準が引き上げられることに伴い、 令和 7 年 4 月 1 日（適用日）の前日から引き続き在 職する獣医師の同日における号給の決定方法につ いて定めた。
人委第 1053 号	R 7 . 2 . 28	R 6 . 4 . 1	初任給調整手当 に関する規則第 6 条第 3 項の承 認についての一 部改正について	初任給調整手当に関する規則の一部改正に伴い、規 則第 6 条第 3 項に基づき特に必要と認めて承認し た職員に対して支給する初任給調整手当の支給額 の改定を行った。
人委第 1110 号	R 7 . 3 . 18	R 7 . 3 . 18	令和 7 年改正条 例附則第 2 条及 び第 3 条の規定 に基づく号給の 切替え及び号給 の調整について の制定について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の改正に伴い、令和 7 年 4 月 1 日（切替日）前 に行政 8 級以上等に昇格等した職員の同日におけ る号給の調整等について定めた。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1111 号	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	佐賀県職員給与 条例附則第 11 項、第 13 項、第 15 項、第 16 項及 び第 18 項並びに 佐賀県公立学校 職員給与条例附 則第 19 項、第 21 項、第 22 項及び 第 23 項の規定に よる給料に関す る規則の運用に ついての一部改 正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の改正に伴い、令和 7 年 4 月 1 日以降の管理監 督職務上限年齢調整額の算出について特例の規 定を定めた。
人委第 1146 号	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	佐賀県職員の初 任給、昇格、昇給 等の基準に関す る規則の運用に ついての一部改 正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の改正に伴い、行政 8 級以上等職員の一の年度 の昇給日における総号給数の上限を整理等した。
人委第 1213 号	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	復職時等におけ る号給の調整の 運用についての一 部改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の改正に伴い、令和 7 年 4 月 1 日以後の復職時 調整の特例の規定を定めた
人委第 1089 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	一般職の任期付 職員の給与の特 例についての一 部改正について	特定任期付職員業績手当の廃止に伴い、同手当に係 る規定を削除した
人委第 1181 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	期末手当及び勤 勉手当の運用に ついての一部改 正について	子育て部分休暇の新設及び特定任期付職員に勤勉 手当を支給することに伴い、所要の改正を行った。
人委第 1182 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	扶養手当の運用 についての一部 改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与 条例の改正に伴い、所要の改正を行った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1192 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行った。
人委第 1218 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	住居手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行った。
人委第 1223 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	単身赴任手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行った。
人委第 1249 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	通勤手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行った。
人委第 1249 号	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の運用についての制定について	通勤手当の一部を改正する規則附則第 2 項及び第 3 項の規定による経過措置について、職員ごとに通勤手当経過措置支給調書を作成し保管することを定めた。

4 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

部 局 \ 条 項			初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
			第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	第 52 条
知 事 部 局							1
教育委員会	教育委員会事務局						
	学 校	教育職員	県立学校				
			中 学 校				
			小 学 校				
			義務教育学校				
		一 般 職 員					
警察本部	警 察 官						1
	一 般 職 員						
計							2

(注 1) 第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合の承認

(注 2) 各種委員会は知事部局に含む。

(注 3) 上記のほか、第 52 条に基づく包括承認が 2 件あった。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

ア佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校 自治修習所 公文書館 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館 図書館 環境センター 衛生薬業センター 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 水産振興センター	教育センター 県立学校（特別支援学校寄宿舎を除く）	警察学校	

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 防災航空センター 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター （保護課及び地域 生活リハビリ課を 除く） 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除セン ター 家畜保健衛生所	教育委員会事務局 教育事務所	警察本部（自動車 整備工場を除く） 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察 隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員 会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和6年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解 雇 予 告 除 外 認 定	2				2
3 6 協 定 届	24	51	1		76
断続的な宿直又は日直の許可					
監視・断続的労働従事者の 適 用 除 外 許 可					
第一種圧力容器廃止報告					
ボ イ ラ ー 廃 止 報 告					
有機溶剤中毒予防規則の 一 部 除 外 認 定					

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和6年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	2			3
	休止中		1			1
第一種圧力容器	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中					
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良い勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

ア 調査実施期間

令和6年5月～令和6年11月

イ 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	18	16	5	1	40

ウ 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係

エ 調査結果

産業医の職場内定期巡視の未実施、時間外勤務の上限時間の超過が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表(1)、(2)及び(3)のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

規則 番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 名	概 要
10	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正により創設される子育て部分休暇及び拡大される子の看護休暇の取得事由について規定した。
11	R 7 . 3 . 28	R 7 . 4 . 1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	○会計年度任用職員の特別休暇の取得要件について見直しを行った。

(2) 告示の制定又は改正等

なし

(3) 運用通知の制定又は改正等

通知 番号	通 知 年月日	施行又は 適用年月日	通 知 名	概 要
人委 1160	R 7 . 3 . 31	R 7 . 4 . 1	職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の運用について の一部改正について	○育児を行う職員の時間外勤務の制限関係について、所要の改正を行った。

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正

なし

(2) 運用通知の制定又は改正

なし

(3) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和6年度はなかった。

VI 公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和7年3月31日現在で7市10町22一部事務組合2広域連合（計41団体）である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和6年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされた事案は1件であり、受理前に却下しているため、審査は行っていない。なお、令和7年3月31日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和6年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び令和7年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和6年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数（重複あり）

区 分	令和5年度末 (R6.3.31) 係属件数	令和6年度中 受付件数	令和6年度中 処理件数	令和6年度末 (R7.3.31) 係属件数
任用関係				
給与関係				
勤務条件・服務関係		1	1	
厚生・福祉関係				
公平審査関係		1	1	
各種ハラスメント関係		2	2	
その他				
計		4	4	

(2) 苦情相談の処理区分（重複あり）

区 分	令和6年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	
相談内容を当局に伝達	2
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	
相談者へ調査結果の伝達	
その他	2

計	4
---	---

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和6年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公 布 年月日	施 行 又 は 適用年月日	規 則 名	概 要
24	R6.5.31	R6.5.31	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	○公平委員会の事務を受託している団体の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行った。

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

職員団体の名称	所 在 地	代表者	登 録		R6年度の 登録事項
			番号	年 月 日	
自治労鳥栖市 職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 勝谷 祐介	102	S43.4.13	R7.1.23 役員の変更 R7.1.23 規約の変更 R7.1.23 規約の変更 R7.3.3 規約の変更
鹿島市 職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 峰松 正典	106	S42.6.13	R6.8.23 役員の変更
太良町 職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 下川 慎二	108	S43.3.29	R6.9.25 役員の変更
自治労武雄市 職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 宮原 優介	110	S61.11.11	R6.9.13 役員の変更
自治労基山町 職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 江上 真太郎	111	S62.9.11	R6.9.13 役員の変更
多久市 職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 市丸 賢正	115	H5.11.25	R6.4.17 役員の変更 R6.5.28 役員の変更 R6.11.22 役員の変更
小城市 職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 古川 誠	117	H17.4.7	R6.9.4 役員の変更 R6.12.10 役員の変更

職員団体の名称	所 在 地	代表者	登 録		R6年度の 登録事項
			番号	年 月 日	
みやき町 職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 栗山 隆行	118	H17. 8. 25	R6. 10. 9 役員の変更
白石町 職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 立花 征紀	120	H17. 12. 7	R6. 9. 13 役員の変更
神崎市 職員労働組合	神崎市神崎町鶴 3542 番地 1 神崎市役所内	執行委員長 森 ひとみ	121	R6. 12. 16	R6. 12. 16 新規登録
IRIS 武雄	愛知県一宮市三条字新 21- 1	代表 加藤 豊裕	122	R7. 2. 10	R7. 2. 10 新規登録
IRIS みやき	愛知県一宮市三条字新 21- 1	代表 加藤 豊裕	123	R7. 2. 25	R7. 2. 25 新規登録



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp